

# 平成30年第8回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成30年8月28日(火) 16時00分～17時15分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	深 松 良 蔵
教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	谷 口 誠 志
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長	松 本 慎 二
学校教育課学事班長	塩 土 敬 治
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長職務代理者の指名

第5 教育長報告

第6 議案審議

議案第34号 南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の制定について

議案第35号 南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第36号 南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第37号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第2号 南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について

第7 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

第8 閉会

## 日程第1 開 会

永田教育長      それでは、ただ今から平成30年第8回定例会を開会いたします。

## 日程第2 前回会議録の承認

永田教育長      日程第2、前回会議録の承認ですが、塩田委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

(平成30年第7回定例会…塩田委員が署名)

永田教育長      ありがとうございました。

## 日程第3 会議録署名人の指名

永田教育長      日程第3、会議録署名人の指名ですが、今回は、吉田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長      そのとおり、決定いたします。

## 日程第4 教育長職務代理者の指名

永田教育長      日程第4、教育長職務代理者の指名についてですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により、教育長が予め教育委員の中から指名することとなっておりますので、先日、「近藤委員」にお願いしたところ、承諾をいただいております。

なお、任期につきましては、法律で規定されておりませんが、1年を目処に勤めていただきたいと考えております。

以上報告をさせていただきます。

## 日程第5 教育長報告

永田教育長      日程第5、教育長報告に入ります。教育次長から報告させます。

教育次長      (別紙により、平成30年7月30日から平成30年8月27日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長      今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

近藤委員      アートビレッジ・シラキノに池田氏が就任されたとのことですが、どんな役職になるのでしょうか。

生涯学習課長      身分としては、委託職員になります。  
基本的に施設に常駐し施設の管理に加え、招聘した若手芸術家の指導及び版画教室等講座の開催をしてもらう予定でございます。

永田教育長      他にございませんか。

永田教育長 特になければ、以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

## 日程第6 議案審議

永田教育長 続きまして、日程第6、議案審議に入ります。  
議案第34号「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の制定について」を提案いたします。  
それでは、担当課長から説明させます。

生涯学習課長 議案第34号「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の制定について」をご説明いたします。  
平成30年南島原市条例20号「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例」の施行に関し、必要な事項を定めるために制定するものでございます。  
条文に沿って説明させていただきます。  
第1条では、趣旨について定めております。  
第2条では、館長及び職員について定めております。  
第3条第1項第1号では、休館日を毎週月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとし、第2号で開館時間を午前9時から午後6時までとしております。  
第2項では、教育委員会が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができると定めております。  
第4条では、ギャラリー等の利用の手続きとして、第1項で、アートビレッジを利用する者で、ギャラリー及び多目的交流室を利用する者は、あらかじめ利用申込書を教育委員会に提出し承認を得なければならないとしております。  
第2項では、ギャラリー及び多目的交流室の利用については、1年間の利用期間を上半期を4月1日から9月30日まで、下半期を10月1日から3月31日までに分けて募集を行うこととしております。  
第3項では、ギャラリー及び多目的交流室の募集の受付を、上半期は前年度の9月1日から9月25日まで、下半期を3月1日から3月31日までとしております。  
第4項では、教育委員会は利用申込を承認したときは、利用許可内定通知書を利用者に通知するとしております。  
第5条では、利用の申請として、第1項で、アートビレッジを利用しようとする者は、利用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならないとしております。  
第2項では、ギャラリー及び多目的交流室を利用する者は、申請書に第4条第4項の内定通知書を添付しなければならないとしております。  
第3項では、利用の申込期間を利用する日の前月の1日から利用日前日までの期間としております。  
第6条では、利用の期間を、第7条では、利用の許可を、第8条では、使用料の免除等を、第9条では使用料の還付について定めております。  
第10条では、入館の制限、第11条では、禁止行為を定めております。  
第12条では、条例に定めるもののほかに利用者の守るべき事項を第1号から8号まで定めております。  
第13条では、保安の責任、第14条では、損壊等の届出、第15条では職員の入室、第16条では免責について定めております。  
第17条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしております。  
附則第1項で、この規則の施行日を平成30年9月1日としております。  
附則第2項で、募集の受付の特例として、平成30年度におけるギャラリー及び多目的交流室の利用に係る募集の受付期間を、第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年9月1日から平成31年3月31日までとするとしております。  
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員 利用者の立場に立って、利用手続きを考えられた点があれば教えてください。

生涯学習課長 利用手続きにつきましては、第4条のギャラリー及び多目的交流室については、展示会などある程度、長期間にわたり利用されることが見込まれますので、半年前から申し込みが出来るようにしており、その他の利用については、前月からの申し込みで対応できるようにしております。

永田教育長 他にございませんか。

吉田委員 ギャラリー及び多目的交流室については、上半期と下半期に分かれています。この上半期と下半期にまたがる場合は、どうなるのでしょうか。

生涯学習課長 上半期を4月1日から9月30日まで、下半期を10月1日から3月31日までと分けておりますが、上半期、下半期にまたがる場合も利用できます。

吉田委員 さらに、第8条に免除する場合が規定されておりますが、第1号中、「その他教育委員会が特に必要と認めるとき。」とは具体的にどのような場合でしょうか。

教育次長 免除する場合の要件について、1号のアからエまでを明記しておりますが、それ以外に、例えば2号にあります社会教育関係団体が、市の後援を受けて利用する場合など、具体的な要件以外で、その利用条件に応じて、免除できる規定を設けているものでございます。

永田教育長 他にございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第34号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第35号「南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。  
それでは、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第35号「南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。

平成24年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助申請方式の変更により所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

様式第2号中第3階層の市町村民税所得割課税額「34,500円以下の世帯」を「77,100円以下の世帯」に、第4階層の市町村民税所得割課税額「183,000円以下の世帯」を「211,200円以下の世帯」に、また、下段の表も同様に改正しております。

続きまして、様式第4号中第3階層の市町村民税所得割課税額「34,500円以下の世帯」を「77,100円以下の世帯」に、第4階層の市町村民税所得割額「183,000円以下の世帯」を「211,200円以下の世帯」に改めるものであります。

なお、この告示は平成30年9月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第35号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第36号「南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。  
それでは、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第36号「南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。  
現在、英検を受検した小学5年生以上の児童生徒の保護者に対し、英検検定料の半額を補助している「南島原市英語検定料補助金」を、より受検しやすい環境を整えるため、学年の制限を無くし、検定料の全額を補助するための改正を行うものであります。  
新旧対照表をご覧ください。  
第2条第2項中「小学5年生以上の」を削り、第4条第2項中「別表に定める補助額とする」を「検定料の全額とする」に改め、同項ただし書を削るとともに、併せて別表を削るものでございます。  
なお、この告示は平成30年9月1日から施行し、平成30年度の予算に係る南島原市英語検定料補助金から適用いたします。  
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

吉田委員 小学生、例えば小学1年生でも補助金の対象になるのでしょうか。

学校教育課長 補助金交付の対象になります。

塩田委員 交付要綱の第4条第3項で、「補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度において1回とする。」と規定されていますが、根拠があれば説明をお願いします。

学校教育課長 英語検定は、年に数回実施されており、例えば1人で2回受験することも可能ではありますが、予算的な上限もありますし、なるべく多くの児童生徒に受験していただきたいので、このような規定にさせていただいております。

松尾委員 漢字検定にこのような補助は、ないのでしょいか。

学校教育課長 現在のところ、英語検定に限定しておりますので、漢字検定については、補助の対象としておりません。  
現在、市教委としましては、「グローバル教育の推進」に力を入れておりますので、まずは、英語に関連する補助制度の充実として、ご了承いただければと思います。

松尾委員 様式第3号に関し、却下決定は、どのような場合があるのでしょうか。

教育次長 却下になる例は、ほとんどないと思われませんが、例えば、先ほど出ました同一年度における2回目の申請については、却下となると思います。

永田教育長 他にございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第36号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第37号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第37号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

6ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条関係ですが、奨学資金貸付基金条例第14条におきまして、償還免除の該当事項を改正しましたので、奨学資金償還免除願に添付する書類を規定するものでございます。

条例第14条第1号の奨学生等が死亡した場合は、戸籍抄本を、第2号の著しい心身の障害が生じた場合は、医師の診断書を、第3号のその他やむを得ない事由により償還が困難な場合は、その事実確認ができる書類とし、第11条として加えるものでございます。

次に、第12条関係ですが、第11条中「(様式第8号)」を「(様式第9号)」に改め、第12条とするものでございます。

次に、第13条関係ですが、奨学資金償還金の債権につきましては、民法の規定が適用され、債権の消滅時効成立は10年となっております。南島原市の顧問弁護士に相談いたしましたところ、「現在の変更届では、債務者の権利として変更が認められるとの疑念が生じる虞があるので、変更後の時効中断の効力が認められる場合としては、変更願により承認する手続が賢明である。」とのご指摘をいただきましたので、償還方法の変更等についての規定を第13条として加えるものでございます。

次に、7ページから9ページですが、免除願、変更届等を様式として規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第37号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、報告第2号「南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。  
それでは、担当課長から説明させます。

教育総務課長 奨学資金償還補助金交付事務につきましては、教育委員会が補助執行している事務でございますが、平成30年8月20日に、市が要綱の一部改正についての告示をいたしましたので、報告を行うものでございます。  
6ページの新旧対照表をご覧ください。  
第3条第2項ですが、奨学資金貸付基金条例第12条の改正によりまして、償還期間が貸付けを受けた期間の3倍以内の期間となり、一括での返済も可能となりましたので、南島原市での定住期間が5年以上ある場合に限り償還補助金が満額となるよう改め、第2項として追加するものでございます。  
次に、7ページから9ページですが、生年月日欄の年号を削除するものでございます。  
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 報告第2号については、原案どおり承認とさせていただきます。

日程第7 その他

永田教育長 続きまして、日程第7、その他「(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

永田教育長 小学校 認定 1人  
中学校 認定 1人  
本件につきましては、そのとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 そのとおり、決定いたします。

永田教育長 次は、日程第7、その他「(2) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。  
今回は、9月19日、水曜日、午前10時から開催したいと思いますので、ご出席をお願いいたします。

永田教育長 最後に「(3) その他」ですが、皆様方から何かございませんか。

スポーツ振興課長 (市民スポーツ大会各大会への巡回のお礼)

学校教育課長 (教職員の年度途中人事異動について説明)

学校教育課長 (学校訪問の日程変更について説明)

学校教育課長 (市内小学校運動会について説明)

学校教育課長 (V・ファーレン長崎観戦チケットについて説明)

生涯学習課長 (こころのふるさと交流事業の結果について説明)

生涯学習課長 (アートビレッジ・シラキノ開所式について説明)

永田教育長 他にございませんか。

永田教育長 他になければ、以上をもちまして、本日の第8回定例会を閉会いたします。

閉 会 17時15分

会議録署名

教育委員

記録職員